



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061
 東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階
 TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

香港との租税条約締結へ

日本と香港との租税条約が基本合意に至りました。今後、署名・承認手続きを経て発効となります。日本・香港租税条約の大きなメリットとしては、配当・利子・使用料の源泉税の軽減がなされることです。今まで国内法で 20% の課税をされている状況と比べると資金効率は格段に有利になると考えられます。

逆にデメリットといったら語弊がありますが、両国間の租税に関する情報交換も合意に至っていますので、今後、香港を通じた租税回避行為などは厳しく監視されることになるでしょう。

実は、国際的な租税回避行為を防止する流れは全世界に広がっています。この流れの発端となったのは、リーマンショックでした。タックスヘイブン（税金回避地）にあるヘッジファンドや富裕者に対する風当たりが厳しくなり、タックスヘイブンである国や地域にそうした富裕者の情報を提供せよと圧力がかけられました。こうした国・地域は、アメリカをはじめとする先進国の圧力に屈し、情報提供を約束させられました。

特に印象的だったのは、アメリカの圧力によりスイスの秘密口座が開示されたことです。スイスの秘密口座といえば、第 2 次世界大戦時、ナチスドイツがユダヤ人の秘密口座を暴こうとスイスに圧力をかけても、それに応じなかったという過去があります。それを今回アメリカが銀行最大のスイスの UBS に脱税の疑いのある口座を開示するように求め、応じない場合はアメリカ国内での営業許可を取り消すぞと脅し、UBS はその脅しに屈して秘密口座を開示したのでした。ナチスドイツでも暴けなかったスイスの秘密口座を暴くなんてアメリカの強大さを感じます。

こういった流れもあり、世界中でタックスヘイブンへの監視が強まっていますので、日本でもタックスヘイブンを介した租税回避行為が多く摘発されるかもしれません。

国際化による課税権争い

「英語ができない役員は 2 年後にクビにします。」との過激な言葉が飛び出したのは、先日の某インターネットサービス会社の決算発表です。ここまではっきりと言われると、まるで自分に言われているようでドキッとしました。この会社の社長は社内の公用語を英語とする旨も発表しました。英語を話すことも重要だと思うのですが、社内の意思疎通（日本人同士）まで英語にすることのストレスは相当なものだと思います。一概に「公用語は英語」というのもどうかと思った次第です。しかし、個人だけでなく企業も確実に国境のない時代を生き抜いていかなければならないことは明白です。

日本から海外へ、または海外から日本へ進出する際に様々な形態（現地子会社設立、支店設置など）があると思います。税の世界においてはこの進出形態が様々なため、PE（Permanent Establishment）といわれる支店、事務所、工場などの事業所得を獲得する場所が存在するかの認定により各国が課税権を争っています。「PE なければ課税なし」と言われるように、PE があるかないかの判断でどこの国で課税されるかわ変わってきます。

2009 年 7 月にインターネット通販で有名なアマゾンが、140 億円相当の追徴を受けたことが新聞で報道されました。アマゾン（本店は米国のシアトル）はインターネットを通じて直接顧客と契約を行い、対価を受取り米国で申告をしています。アマゾンには日本アマゾンと日本アマゾン倉庫という子会社があり、在庫の管理、配送等を行っていました。国税当局は、配送センターが社員の異動を指示した時に米国法人の承認を Eメールにより受けたことなどを発見し、アマゾン（米国）が実質的に管理しているとして PE が存在すると認定したということです。アマゾンは国税局に指摘を不服として二国間協議を申請したということですが、その後は不明です。

海外でも、日本企業の社員を海外現地法人へ出向させることにより、海外現地法人を日本企業の PE と認定された事例もあるため、「進出国との租税条約」と「進出国の国内法」の十分な検討が必要となります。これらから PE の判断の難しさ、不合理さを感じます。国際化も楽じゃありません。